主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

モニタリング

(総務省29-①)

政策(※1)名			1:適正な行政管理の実施	に、各省に共通するぞ	元政制度を	管理することにより、1	行政の総合	合的かつ効率	担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、 システム企画課、管理官室		作成責任者名	(水のガラロス) (水のガラロス) (水のガラロス) (水のガラロス) (水のガラロス) (水のガラロス) (水の竹田 (水の) (水の) (水の) (水の) (水の) (水の) (水の) (水の)
政	政策の概要		別果的な実施を推進する。						位置付け】	行政改革·行政運営			
基本目標【達成すべき目標及び目 標設定の考え方・根拠】				いて実施され、国民か 、による行政活動の自 政機関等の情報公開	律的な実施	政運営の効率化等が			政策評価実施予定 時期	平成31年8月			
旅	施策目標		測定指標	++ >++ / -+ \				年度ごとの目標				指標の選定理由、施策	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	施策手段		PにOを付した測定指標は、主 測定指標)	基準(値) 基準年		目標(値)		年度ごとの実績(f 28年度 29年度		値) ^(※2) 30年度		及び目標(値)(水	準・目標年度)の設定の根拠
	政府情報システム 改革ロードマップを 取りまとめ、政府情報システムの統合・		各行政機関が所管する 情報システム数		坐十十尺	556		880	770	556	造宣言(平 「政府情報 合・集約化	平成25年6月14日閣譲 服システム改革ロード ヒ、クラウド化を進めて	な現状を踏まえて、世界最先端IT国家創 決定、平成27年6月30日改定)において マップ」を策定し、政府情報システムの統 いる。掲げられた目標値を達成することに ムが最適化され、業務効率化が促進され
	集約化等を推進。 ロードマップについ て、毎年度改定・ フォローアップを実 施	1	<アウトブット指標> 【AP改革項目関連:IT化と業務改革、行政改革等分野④】 【APのKPI】	1,117 (H26年度実績値	26年度	(評価は770(29年度 目標値)により実施)	30年度	H30年度確定予 <参考:27年度! 値:1,003>		<u> </u>	標を測定 ※評価時 より行うこ (平成28年	指標として設定】 点で30年度実績が確 ととする。	を表すものになっており、APのKPIと同じ指 定しないため、評価は29年度の目標値に 青報システム改革ロードマップが改定され
	各府省における業 務改革の取組の推	2	行政管理局が重点的に取り組 む個別業務の改革について、 具体の取組内容、工程表、成 果指標を設定した割合 〈アウトブット指標〉	業務改革の方向性 を取組方針に盛り込むとともに、具体的 な取組状況を取りま とめ		100%	30年度	100%	100%	100%	務改革の策につい	取組を推進しているか て検討を行い、取組内 は、これに沿って、それ	業務について、毎年テーマを設定して、業
ITを活用して 政府全体の行 政サービスの 向上を進める とともに行政運	進 進							100%	_	_	したがって に適切に	て、業務改革の推進に 反映させるため、各年	当たっては、取組内容を翌年度の予算等 度において、取組内容、工程表、成果指 ことに鑑み、これを指標として設定するも
営の効率化を実現すること	各省における手続 の利便性向上に向 けた取組に対する	3	申請・届出等手続におけるオン ライン利用率	45.4%	26年度	70%以上	33年度	平成26年度((45.4%)以上			化に資す。 「オンライ 連絡会議	ることから、「世界最先 ン手続の利便性向上 決定)に基づいて、行	国民の利便性向上及び行政運営の効率 端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに に対した改善方針(平成26年4月1日CIO 政手続に係る利便性及び利用拡大を推進 用率を設定。平成26年度においては、利
	支援や利用者から の意見・要望聴取		くアウトカム指標>		20平及			47.3% (平成27年度個		_	用率が45 造宣言 エ	.4%にとどまっている 程表」において、202	州学と改定。十成20十度については、利泉状を踏まえつつ、「世界最先端IT国家創年度までにオンライン手続の利用率をていることから、目標年度を33年度に設
	良質かつ低廉な公 共サービスの実現 を推進するため、市 場化テスト実施に伴 う官民競争入札等	4	公共サービス改革法の対象事 業数に占める新プロセス及び	20%	27年度	40%	30年度	36%	39%	40%	においてる 減の面で 員会の関 そのため、 して、現在	確保されるべき質に係効果をあげているなど 与を軽減等した新プロ 、良質かつ低廉な公封 Eの対象事業のうち新	こった公共サービスは、総務省の行う評価 る達成目標がおおむね達成され、経費削 良好な実施結果が得られた場合、監理委 1セス等へ移行することを認めている。 ドサービスの実現を推進するための指標と プロセス等への移行が認められた割合を
	を軽減させた新プロセス等への移行を 促進すること	の関与 ペラフト た新プロ そアウ 移行を !	終了プロセスへの移行割合 〈アウトブット指標〉		- , TIX			34%	_	_	後も対象 とするため 平成30年	票値(水準)は、公共サ 事業数が増加していく か、平成27年度での実	ービスについて不断の見直しを行い、今中で、監理委員会の充実した審議を可能 積が20%であること及び平成28年度から 数を踏まえ、継続的に達成すべき水準とし ものである。

独立行政強法人の強力を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を	新しい独立行政法 人制度を運の課題のに 適切ただ対の性程とそり、応 ではた対の体質営を整備 がよる環境を整備	(5)	新しい独立行政法人制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 <アウトブット指標>	27年4月の新制度 移行に伴う必要な措 置を実施	27年度	各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施	30年度	ける新制度運用の 実態等を踏まえ、明	各府省・各法人における新制度運用の 実態等を踏まえ、明 らかになった課題等 について対応を実 施	ける新制度運用の 実態等を踏まえ、明	独立行政法人制度については、平成27年4月に新制度に移行したばかりであることを踏まえて、新制度の適正かつ円滑な運用のためには、各府省・各法人が実際に新制度を運用していくなかで明らかになった課題等を適切に把握し、対応していくことが必要と考え、指標として設定。
	新しい行政不服審 者制度を適切に施 行するため、各種必 程等の整備を進めること と	6	行政不服審査制度の見直し 〈アウトプット指標〉	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始	24年度	新しい行政不服審 査制度の適切な施 行	28年度	新しい行政で服審 香制度の適切な施行 新しい行政不服審 香制度についず、小 教取扱をでしいます。 教ををでいます。 の整備、②各・理研修・セミナーの実進 め、適切に施行し た。			改正行政不服審査法(平成26年6月13日公布公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日施行)の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規定程等の整備を進める必要があることから目標として設定。なお、改正行政不服審査法は平成28年4月1日に施行済。
行及審正運政る公人とでは、おいては、おいては、おいては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	各府省や各地方公 共団体の主体的な 取め、取組状況を把握 し、研修・説明会等 を通じ必要な情報提 供を実施	7	行政手続制度、行政不服審査制度の普及 <アウトブット指標>	平成27年4月施行の 改正27年4月施行の 改正5年4月施行の 近28年4月施行香油 正行のする。 につい方公共団体取 につい方公共団体取 をおけるを援するため、 取組状で 報題を支援で を 記載を 記載を 記載を 記載を 記載を 記載を 記載を 記載を 記載を 記	28年度	各府省や各地方公 共団体の主体的な 取組を対けるたた め、取組を・説機と、研修の のあら行る手続利度 で、不服審査制で で、不服達 で、一、一、で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	30年度	し、研修・説明会等	各府は体の主体のというない。 本の主体のと体のと体のと体のと体のと体のと体のをというない。 を表しているには、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	し、研修・説明会等 のあらゆる機会を通	平成26年6月に成立・公布された改正行政不服審査法関連3法のうち、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された。 改正行政手続法については、新たに処分等の求めや行政指導の中止等の求めが規定された。また、改正行政不服審査法は、公正性の向上、利使性の向上の観点から旧行政不服審査法の仕組みを抜本的に見直した。 これらの制度を定着させることは、公正性、利便性の向上や救済手段の充実・拡充を図るために重要であり、また、これらの制度を一般国民が利用しやすぐするためには、その受け手となる各所省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定。なお、各機関の取組状況を把握する一環として、施行状況調査を実施している。(参考)行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合平成21年度行政手続法施行状況調査結果 53.0% 平成27年度行政手続法施行状況調査結果 52.0%

	を全うするため	への説明責務 うするため、開 定期限の遵守 底を図ること		国の行政機関等における情報 公開制度において、期限内に 開示決定等がされたものの割 合(行政機関及び独立行政法 人等) <アウトプット指標>	行政機関:99.9% 独立行政法人等: 99.7%	26年度	平成26年度値以 (100%を目指す			法人等:	平成26年度値以上 (100%を目指す) —	平成26年度値以上 (100%を目指す) —	開示請求件数が増加傾向にある現状を踏まえて る情報の迅速な開示の観点から、期限内(原則: には延長期限内)に開示決定等がなされることが 明性の向上に資すると考えられるため、期限内 のの割合について指標及び目標値を設定(平成 て目標値を設定)。	80日以内。延長した場合 が、行政の信頼性及び透 に開示決定等がされたも
国の行政機関	職員研修により、情報公開制度の趣旨 扱び内容等の徹底		9	国の行政機関等の職員に対す る情報公開制度の運用に関す る研修における満足度等の割	参加機関等数:743 参加者数:1,229人	27年度	平成27年度値を. 回る	L 30年度	[■度値を上 回る 等数:699	平成27年度値を上回る	平成27年度値を上 回る	施行状況調査の実施等により行政機関等におけ し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護 修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底	制度の運用に関する研 することにより、各行政
等の情報な 開・個人情 保護制度の	を図ること報	- IIIX/S		合 <アウトプット指標>	満足度:93.8%				参加者数:1,239人 満足度:97.7%		_	_	機関等における情報公開制度の円滑な運用が 及び目標値を設定(平成27年度実績値を基準と	
正かつ円滑 運用により 政の信頼性 び透明性の	な 、行 E及 D向] [国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等) <アウトプット指標>	行政機関:503件 独立行政法人等: 572件	26年度			平成26年度値より 減少		平成26年度値より 減少 (10%減を目指す)	平成26年度値より 減少 (10%減を目指す)	マイナンバー法の施行等に伴い、国民の個人情報保護に係る意識向上 が進展しつつある現状を踏まえて、行政機関等において個人情報の適け な管理を実施し、個人情報の漏えい等事案の件数を減らすことは、国民	
上、国民の 利利益の係 を図ること	護保有個人情報		10				平成26年度値よ 減少 (10%減を目指す	30年度	行政機関 独立行政 621件 (平成27年	法人等:	_	_	の権利利益の保護につながると考えられるため、個人情報の漏えい等 案の件数について指標及び目標値を設定(平成26年度実績値を基準と て目標値を設定)。 ※左記の基準(値)及び目標(値)においては、配送を請け負った事業者 による誤送付・誤送信及び紛失に係るものを除く。 (参考)24年度実績:行政機関:714件、独立行政法人等:622件 25年度実績:行政機関:550件、独立行政法人等:582件	
	職員研修によ人情報保護制趣旨及び内容徹底を図るこ	順度の 禁等の	11	国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における満足度等の割合 《アウトプット指標》	参加機関等数:743 参加者数:1,229人 満足度:95.7%	27年度	平成27年度値を. 回る	E 30年度	[平成27年度値を上 回る —	平成27年度値を上 回る —	施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行級関等における個人情報保護制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成27年度実績値を基準として目標値を設定)	
		達成(開始	手段		27年度	予算額(執行額) ^(※3) 28年度 2		9年度	関連する 指標(※4)			達成手段 <i>σ</i>	概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
(1)				214百万円 (193百万円)	188ਵੋ			1~11	サ〇人〇針〇政な 【・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	達成手段の概要等 ○各府省におけるICTを活用した業務・システム改革を推進し、行政運営の改善、効率化及び行サービスを向上。 ○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政人の業務運営を適正化。 ○公共サービス改革基本方針の改定や、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い針等を作成するなどして、競争の導入による公共サービスの改革を推進。 ○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、政機関個人情報保護法等)について、各行政機関の運用状況の把握、各行政機関等における資本運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。 【成果指標(アウトカム)】・申請・届出等手続におけるオンライン利用率:70%(平成33年度)・公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス等への移行割合:40%(平成30年度)・国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合:100%(平成30年度)・国の行政機関等における情報公開制度において、規限内に開示決定等がされたものの割合:100%(平成30年度)・国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数:967(平成30年度) ・国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数:967(平成30年度)・国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数:967(平成30年度)・ステム改革に関する原理・一般のでは、対策を対策を対する寄りの方式を表示の対策を表示して、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では			0001	

(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	_	-	-	独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。
(3)	行政手続法(平成5年)	_	-	-	処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-	-	-	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁 に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図 るとともに、行政の適正な運営を確保する。
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年)	_	-	-	行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の 取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権 利利益を保護する。
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年)	_	-	-	独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年)	-	-	-	国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年)	_	-	-	国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、 もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。
	政策の予算額・執行額	214百万円 (193百万円)	188百万円 (145百万円)	182百万円	施政方針演説等の名称 年月日 関係部分(抜粋) ***********************************

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。
※2 「年度ごとの実績(値) I欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。
※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「一」となることがある。
※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。 政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。